

平成 27 年度第 1 回二宮町総合教育会議

日時：平成 27 年 5 月 18 日(月)

午前 9 時 30 分から

場所：二宮町役場 第一会議室

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 自己紹介
- 4 総合教育会議について . . . 資料 1
- 5 二宮町総合教育会議設置要綱（案）について . . . 資料 2
- 6 協議・調整事項
 - (1) 大綱の策定について . . . 資料 3
 - (2) 今年度の開催日程について . . . 資料 4
 - (3) その他
- 7 閉会

総合教育会議について

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

(平成27年4月1日施行)

改正の4つのポイント

- ①教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置
- ②教育委員による新「教育長」へのチェック体制の強化と会議の透明化
- ③すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置
- ④教育に関する「大綱」を首長が策定

2 「総合教育会議」の設置

首長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、首長と教育委員会が協議を行う場として、全ての地方公共団体に総合教育会議を設けるとされた。

3 総合教育会議の位置づけと構成員

- 地方公共団体の長は、総合教育会議を設ける。
- 会議の構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会とする。
- 会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 会議で調整された結果は、双方が尊重しなければならない。
- 会議は、審議会や決定機関ではなく、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場である。

※事務局については、原則としては地方公共団体の長部局が担当することとしているが、教育委員会事務局に補助執行させることが可能であることから、教育委員会教育総務課が担当する。

4 協議・調整事項

(1) 協議すべき事項

- 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- 教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(2) 協議すべきでない事項

- 教科書の採択や個別の教職員の人事など、政治的中立性が高い事項
- 日常の学校運営に関する些細な事項

法第1条の4第1項第1号に該当すると想定される事項

1. 学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項
2. 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、首長と教育委員会との事務連携が必要な事項

法第1条の4第1項第2号に該当すると想定される事項

1. 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項
 - ①いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
 - ②通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
2. 児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態
 - ①災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの災害が生じており防災担当部局と連携する場合
 - ②災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合
 - ③犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生じるおそれがある場合
 - ④いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合
 - ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

5 協議・調整の結果の尊重義務

- 首長と教育委員会は、総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、その結果を尊重しそれぞれが所管する事務を執行する。
- 会議は、あくまで協議の場であり、教育委員会の執行権限は従来どおり変わっていないため、首長が一方的に教育政策を決定し、実行できるということではなく、調整のついていない事項については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び首長それぞれが判断し執行する。

【会議における「調整」】

教育委員会権限の事務について、予算の編成や執行及び条例提案、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務の調和を図ること

【会議における「協議」】

調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われること

6 会議の公開と議事録の作成及び公表

- 会議は、個人の秘密保持や会議の公正が害されると認められる場合を除き公開する。
- 地方公共団体の長は、議事録を作成し公表することに努める。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（昭和三十一年六月三十日）

（法律第百六十二号）

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

二宮町総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第1条の4第1項の規定に基づき、本町の教育に資するため、二宮町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項の協議及びこれらに関する事務の調整を行う。

- (1) 本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 本町の教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(構成員)

第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、町長が招集し、会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると考える場合には、町長に対し、協議すべき事項を示して会議の招集を求めることができる。
- 3 町長及び教育委員会は、会議における事務の調整の結果を尊重するものとする。

(意見聴取)

第5条 町長及び教育委員会は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合であって会議で非公開と決定した場合は、この限りではない。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について、協議・調整を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

(議事録)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、会議資料とともに公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定の場合にあっては、公表しないこ

とができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育委員会教育総務課が行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月18日から施行する。

大綱の策定について

1 改正された内容

(改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、「法」という。))

第1条の3 1項～4項)

- 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める。
- 地方公共団体の長は、大綱を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議をする。
- 地方公共団体の長は、大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 法第1条の3第1項の規定(大綱の策定)は、地方公共団体の長に対し、法第21条に規定する事務(教育委員会が管理し、執行する事務)を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

2 大綱の定義

- 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めるものではない。
- 教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して(参考にして)定める。
- 大綱が対象とする期間は、地方公共団体の長の任期や国の教育振興基本計画の期間から、4年から5年を想定している。

3 大綱の記載事項

- 記載事項は、地方公共団体の判断に委ねられるが、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる。

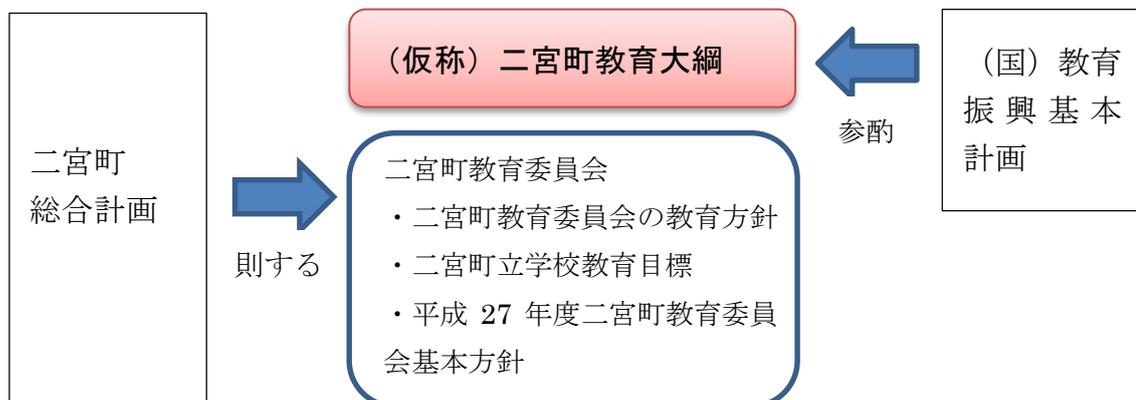
例・学校の耐震化、学校の統廃合、総合的な放課後対策、幼児教育・保育の充実等。

・学術、文化、スポーツも対象となるが、必ずしも網羅的に記載する必要はない。

○ 大綱は、教育行政への地域住民の意向をより反映させるなどの観点から、地方公共団体の長が策定するものとしているが、教育行政に混乱が生じることがないように、総合教育会議において、十分に協議、調整を尽くすことが必要となる。

○ 地方公共団体の長が、教育委員会と調整がついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものでない。なお、法に定められた教育に関する事務の執行権限は、引き続き教育委員会が有していることから、調整がついていない事項については、教育委員会が判断する。

【計画の位置付け】



平成 27 年度 総合教育会議の日程

回	日時	場所	協議事項（予定）
第 1 回	平成 27 年 5 月 18 日（月） 9 : 30 から	二宮町役場 2 階 第 1 会議室	・ 設置要綱（案）について ・ 大綱について ・ その他
第 2 回	平成 27 年 8 月 28 日（金） 13 : 30 から		・ 大綱について（取りまとめ） ・ 次年度予算について ・ その他
第 3 回	平成 28 年 2 月 19 日（金） 13 : 30 から		・ 大綱について（報告） ・ その他